事務所通信　No.314

令和３年１２月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

令和４年１月以降の雇用調整助成金等の特例措置

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、令和４年１月～３月の具体的な助成内容の方針が公表されました。

■ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

現在13,500円の１人当たりの上限額を、１月と２月は11,000円、３月は9,000円に引き下げることとされています。（ただし、地域特例・業況特例の場合、上限額15,000円を３月まで継続）

		令和３年 5月～12月	令和４年 1月・2月	令和４年 3月
中小企業	原則的な措置	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

（括弧書きの中の助成率は解雇等を行わないとき）

■ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

１月～３月の上限額は雇用保険の基本手当日額上限(8,265円)を基準に引き下げられます。

		令和３年 5月～12月	令和４年 1月～3月
中小企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業	原則的な措置	8割 9,900円	8割 8,265円
	地域特例	8割 11,000円	8割 11,000円

新型コロナワクチンによる健康被害が労災保険給付の対象となるか？

厚生労働省は令和３年11月22日に「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け）」に以下の内容を追加・更新しました。

Ｑ．新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合、労災保険給付の対象となりますか？

Ａ．ワクチン接種は、通常、労働者の自由意思に基づくものであり、業務として行われるものとは認められず、労災保険給付の対象とはなりません。一方、医療従事者等は、業務の特性として、ウイルスへのばく露の機会が極めて多く、感染、発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要です。これは医療機関等の事業目的の達成に資するものであり、業務行為に該当するものと認められ、労災保険給付の対象となります。

大学等卒業予定者の就職内定情報

厚生労働省から「令和４年３月大学等卒業予定者の就職内定状況（令和３年１０月１日現在）」が公表されました。



		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	大学	64.3%	68.4%	66.5%	71.2%	75.2%	77.0%	76.8%	69.8%	71.2%
うち	国公立	67.8%	70.3%	68.6%	67.6%	73.3%	75.0%	79.4%	71.9%	69.2%
うち	私　立	63.1%	67.8%	65.8%	72.4%	75.7%	77.6%	75.9%	69.1%	71.8%
	短期大学	23.6%	26.7%	33.2%	41.6%	39.4%	42.8%	40.6%	27.1%	33.5%
	専門学校	95.7%	93.4%	94.3%	95.7%	94.4%	93.7%	96.2%	93.8%	87.1%
	総計	61.8%	65.6%	64.7%	69.6%	72.6%	74.5%	74.2%	67.1%	68.1%

全体の就職内定率68.1%は、昨年の67.1%に比べ僅かに上昇がみられるものの、コロナ禍以前までに回復するには時間がかかりそうです。

令和３年度「医療費のお知らせ」の送付



令和３年度の「医療費のお知らせ」は、令和４年１月中旬～２月上旬に事業所宛に送付されます。令和２年10月～令和３年９月診療分までの医療費が記載されているため、医療費控除を受ける予定の加入者は、別途、令和３年10月～12月の医療機関等からの領収書に基づき作成した医療費控除の明細書が必要になりますので、忘れずご用意しましょう。

傷病手当金の支給期間の通算化に関するＱ＆Ａ

健康保険法等の改正（令和４年１月１日施行）により、これまで「支給開始日から起算して１年６か月」とされていた傷病手当金の支給期間が「支給開始日から通算して１年６か月」となります。これにより、支給期間の途中で就労する等で不支給となった期間があってもその期間分を延長して受給できるようになります。

厚生労働省から公表されたこれらに関するＱ＆Ａの一部を紹介します。



■Ｑ＆Ａ■

Ｑ１．施行日前に支給開始され、施行日後に支給満了日が到来する傷病手当金の取扱いはどうなるのか。

Ａ１．施行日の前日において支給開始日から１年６か月を経過していない傷病手当金は支給開始日より改正後の規定が適用される。

Ｑ２．資格喪失後の継続給付の取扱いはどうなるのか。

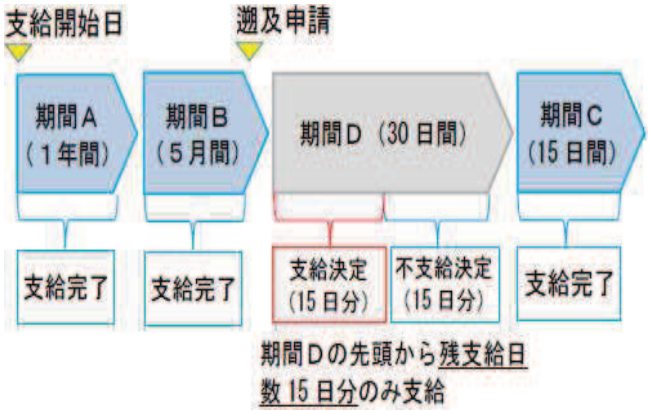
Ａ２．資格喪失後の継続給付は改正前同様に受給できるが、一時的に労務可能となった場合は治癒しているか否かを問わず、同一の疾病等により再び労務不能となっても受給はできないものとする。



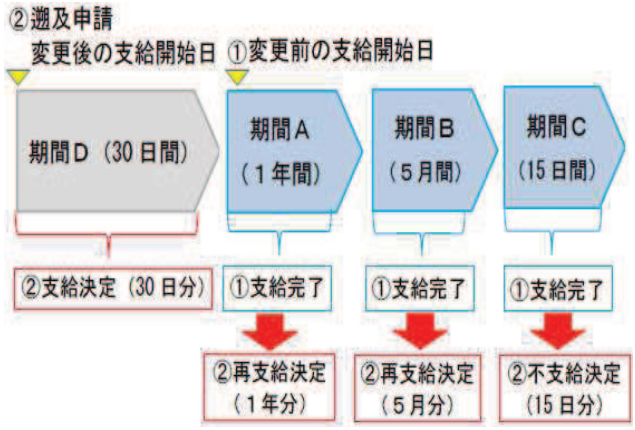
Ｑ３．傷病手当金の支給開始日以降、期間Ａ・Ｂ・Ｃにおいて支給を行った後、遡って期間Ｄの支給申請があり、期間Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄを通算すると１年６か月を超える場合、どのような取り扱いになるのか。



Ａ３．期間Ｄの開始日が支給開始日以後の場合、期間Ｄのうち通算して１年６か月を超えない期間については支給され、１年６か月を超える部分は、不支給となる。



期間Ｄが支給開始日より前の場合、期間Ｄの開始日を支給開始日に改め、期間Ａ・Ｂ・Ｃの支給決定を一度取り消した上で、変更後の支給開始日から通算して１年６か月の期間について支給決定され、１年６か月を超える部分は、不支給決定される。下図の場合、期間Ｄの遡及申請により、支給完了している期間Ｃと新たに支給決定した期間Ｄの差額が支給される。



■ 拾い読みの読書

稲盛と永守
京都発　カリスマ経営の本質

著　者／　名和高司
出版社／　日本経済新聞社　　1,600 円＋税

P107「ハードワークすることが間違っているのではなく、生産性が低いまま、長時間働くことが問題」・・「今のわれわれの生産性はドイツ企業と比べるとほぼ半分。だから生産性を２倍にしないと残業ゼロにならないということですね。残業ゼロありきではなく、まず生産性を２倍にしようと言っている。生産性を上げないままで残業をゼロにしたら、余分に人を採用するか、社員の年収を減らすしかない。どちらにしても失敗です」

P206　働くことは人間にとって、深淵かつ崇高で、大きな価値と意味をもった行為です。労働には、欲望に打ち勝ち、心を磨き、人間性を作っていくという効果がある。・・『働く時間をなるべく少なくして、楽してお金を稼ごう』という最近の風潮は・・労働が本来持っている崇高な意義を捨て去り、人間を成長させる貴重な機会を、われわれから奪っているということです。

P210　そもそも「ワーク・ライフ・バランス」という考え方そのものが間違いの発端である。ワークは自分の時間の切り売りであり、ライフでようやく本来の自分を取り戻す。これでは労働は人を資本に隷属させるものでしかないという19世紀型の労働感に陥ってしまっている。・・・世界の先進企業は「ワーク・ライフ・インテグレーション（融合）」というスローガンを掲げ始めた。

P217　変革のトリガーは何か？・・稲盛は危機感ではなく、志こそがカギだと説く。・・

　永守は、「危機感＝悲壮感」では、何も解決されないと言う。そして、「前向きな危機感＝志命感」をもって、絶えず気持ちを引き締めて物事にあたることの大切さを説く。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

伝説のプロ経営者が教える
３０歳からのリーダーの教科書

著　者／　新　将命
出版社／　日本実業出版社　　1,600円＋税

P25　人はムリをしないと成長しないが、ムチャをするとつぶれてしまう。

P41　理念の共有とともに必要なのが、「１つ上の視点」である。課長は部長の視点、部長は社長の視点で、会社と今の自分がどう見えるか想像してみることだ。

P83　コミュニケーションの要諦とは、自分が相手に何を伝えたか、どうかではない。実際に相手に何が伝わったかが要諦である。

P134　人は活動を怠ると停滞するのではない。退行するのだ。人の筋肉も、精神も、頭脳も同様である。鍛えなければ、どんどん弱くなる。・・能力をプロとして通用するレベルまで引き上げるには、１万時間を要する。（１万時間の法則）

P137　人は仕事でつくられる。結果責任を伴う仕事、すなわち修羅場を経験することで人間は磨かれる。

■ 画像通信



アスファルトの隙間で種をつけたヒメフウロ。
今年、我が家で見事に紅葉しました。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (314号)

■ 宮坂啓象先生逝く (R3.10.29)

▲新潟職業能力短期大学校・初代校長・宮坂啓象先生の訃報の電話に、一瞬声が詰まった。

▲先生に初めてお目にかかったのは、学校開設間もない頃、顧問先の社長から誘われて参加した勉強会の席だった。その懇親の席で偶然向かい合わせの席となり、あれこれ話す中で「何のために生きているか？」と問われて答えに窮した姿から、先生は穏やかに「こう考えて見たらどうか」と話し始めた。「全ての人の生きる目標は、人として価値のある、面白い人生を生きることにあり、家庭を営む、学ぶ、働く・・・人間の全ての行動はその為にある」。そして「一つ一つの行動を上手くやるコツは、①知識・技術を磨く　②してはお終(しまい)いなことはしない、しなければお終(しまい)いなことはする＝知性（人間力）を磨くこと」と教わり、モヤモヤとした目の前の霧が一気に晴れたことを思い出す。以来、これを判断基準に、生きる価値と面白さを少しでも高めることを励みとして来た。

▲そして、もう一つ心に刻む先生の言葉がある。子は親の背中を見て育つというが、「人の為に尽くし、社会に応分の貢献をする誠実さから子は学ぶのです。これと逆の親からは何も学ばないのではなく、卑しさ、さもしさを学ぶ。ここが恐ろしい」だ。我が子に示せなかった代わりに、研修会などで「親」を経営者、管理職、「子」を社員、部下に置き換えて問いかけて来た。

▲今、衆議院選挙真っ只中。有権者におもねるバラマキの公約合戦に、大義の為に尽くす誠実さを政治家から学べなかった大衆が、卑しさ、さもしさを学んだ結果ではないかと心を暗くした。

■ Ｗｉｔｈ　コロナ (R3.11.22)



▲昨年２月にクルーズ船乗客の感染確認から始まった新型コロナウイルス騒動は、その後日本各地に飛び火し、緊急事態宣言が初めて出される事態となった昨年４月からの第一波から、最後に宣言が解除された今年９月の第五波まで強弱を繰り返してきたが、10月以降の新規感染者の激減は狐につままれたようである。

▲これまでも、日常を取り戻すべく、また地域経済の循環にと、小康を見せた波の合間に感染予防に留意しつつ外飲みや近隣の温泉に泊まりに行ってはいたが、感染者減少が続く11月に入ってから酒席の伴う会合の誘いが一気に増えて８回を数えるに至り、思いは皆同じだったかと感じた。

▲因みに、10月の酒席は１回、９月は２回＋温泉１回、８月０回、７月６回＋温泉２回、６月温泉１回、５月１回・・・であり、波に合わせて臨機応変に行動していたことが分かる。

▲尤も、手帳を覗くとコロナ前の一昨年は約80回の酒席と石垣島、弘前、カナダ、伊勢・志摩を旅行し、その二年前は酒席85回に秋田・乳頭温泉、唐津、ポルトガルを旅し、そのまた二年前は100回の酒席と、友人達と会津、上州、気仙沼、横浜・鎌倉を旅し、ロータリークラブでタイでの式典にも参加していたことを考えると、飲食、宿泊、観光、交通などに関連する業種への経済的打撃の大きさが想像できる。

▲また、対人接触や行動制限により、人間にストレスなど心理的影響を与えている現状に、第六波襲来に備え、マスク、手洗い、三密回避などの予防策を徹底しつつも、少しずつ With コロナの日常に慣れて行くしかないと覚悟した。